

承認第3号

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：国保医療課】

令和4年度の地方税制の改正を内容とする地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行されることから、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

課税限度額の引上げ（第2条の改正規定）

区分	改正後	改正前
基礎課税額の課税限度額	65万円	63万円
後期高齢者支援金等課税額の課税限度額	20万円	19万円

2. 施行期日等

（1）施行期日

令和4年4月1日から施行します。

（2）適用区分

改正後の条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。